

令和２年度 第６回江津市農業委員会総会

日時：令和２年８月１１日(火) 午前９時３０分～

場所：江津市職員会館会議室

議事日程

第１ 会議録署名委員の指名

第２ 意見 第１号 江津農業振興地域整備計画の変更について

第３ その他

○ 出席委員（１１名）

１ 番佐々木英夫 ２ 番山田博 ３ 番山本秀彦 ４ 番藤井孝子  
５ 番柳原良雄 ６ 番和田幸子 ７ 番大村理之 ８ 番二本木俊二  
９ 番田代和秋 １０ 番深野政勝 １１ 番原田和徳

○ 出席推進委員（８名）

盆子原温、野田英夫、河村博幸、佐々木建也、湯浅憲昭  
仲津和法、壺岐和功、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長土崎一雄 次長高井誠

○ 午前９時３０分 農業委員会総会 開議

事務局 皆さま、後ろからではございますが、おはようございます。ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和２年度、第６回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長に挨拶の後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会 長 おはようございます。皆さん暑い中、またお忙しい中、急にお呼び出しをいたしまして大変申し訳ございません。先日、松江の方で大変なクラスターが発生しました。あの様に高校で集団、部活動内の感染のようでしたけれども、私どもの所では●●●●●が同じような環境ではないかと思います。皆さんも

十分に注意して頂きたいと思います。今日は、ご案内のように江津農業振興地域整備計画の変更ということで、急遽皆さんにお出かけ頂いて、どうしても早くに進めたいということから、ご案内をさせて頂いた所でございます。大変お忙しい中申し訳ございませんけれども、よろしくお願いいたします。それでは、ただ今より、令和２年度、第６回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、井上推進委員、崎谷推進委員、階本推進委員より欠席の報告がありました。出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第１、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 はい。ご了解をいただきましたので、４番 藤井委員、５番 柳原委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

#### 農業振興地域整備計画の変更

会 長 日程第２、意見第１号「江津農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、説明をさせていただきます。大変すみませんが、後ろからですが座って説明をさせていただきます。お手元、既に配布させてもらいました議案集ですが、１枚めくって頂きまして、２ページ目以降に江津農業振興地域整備計画変更理由書案という形で出させております。これは、そもそも江津市農林水産課の所で、江津市の農業振興地域、要は守るべき農地はどこか、振興する場所はどこかといったような地区指定をしております。その中で、皆さんご存じかと思いますが、農用地区域、圃場整備をしている所を中心としているのですが、こういった地域を指定しております。この地域は基本的に農地転用が出来ません、ということになっております。ただ、この農用地区域の中もまた３つに分かれておりまして、いわゆる農地、そして農業用施設用地、そして草地そういった形の３段階に分かれております。その中で、議案集の所で前後して申し訳ないのですが、一番後ろの所９ページ、１０ページの所、ちょっと白黒で見にくいかなと思うんですけれども、見て頂きたと思います。あ、すみま

せん、8 ページがその前の全体の所になっております。ここで対象地として丸が8 ページ所でありますけれど、都治ですね、上都治になるかと思うんですけども、県道大田皆井田江津線のほitoriになります、既に圃場整備をしている所があります。圃場整備の所ですので、基本的にはここは農地という形で区域の設定をしております。今回、1 枚めくって頂きまして、先程の丸囲いの所にそれぞれの筆があるのですが、農地の部分を一部 10 ページの所ですが、薄い網掛けと、ちょっと濃い網掛けがあるかと思いますが、整理番号 1、2、3 の所で、それぞれ農業用施設用地という形に区域を変更するという計画になっております。農用地区域そのもの自体には、指定はしているのですが、その中の用途、農地、作物を生産する土地という所から、農業用の施設用地に変えるというものでございます。資料、戻って頂きまして3 ページ以降ですが、基本的な計画は変わっておりませんので、該当なしという文言が目立つかと思うのですが、3 ページ目の下の所に(3) 用途区分を変更する土地という表があるかと思いますが。ここの表の見方なんですけれども、上の所に書いてあると思いますが、変更前の用途区分という所があります。そこが、今回のこの計画の所で農地としてあったものが、変更後の用途区分、左側にタイトルがありますけれども、その農業用施設用地という形で、1,017. 95 a という所の面積ほど計画の区域変更を行いますということが、この計画変更の趣旨でございます。4 ページにつきましては、集計表がございます。(4) の所で、農用地利用計画変更総括表というものがあつたのですが、これは先程申し上げた所の分の 17. 95 の単位、小数点第 2 位まで求めるのか、ここの(4) の所は一部小数点、ここの単位が ha になっている関係で、17. 95 が 0. 18 という形で丸まっている所がありますけれども、基本的にここは単位の差だと思って下さい。いずれにしても、先程何度か申し上げましたけれど、農地から農用地施設用地に変更するものでございます。1 枚めくってもらった所の 6 ページになりますが、一番初めに見ていただいた地図の所で整理番号 1 番、2 番、3 番というものがあつたかと思いますが。ここには、それぞれの筆の地番と地目、田です。そして、面積がそれぞれ載っております。田 1 枚全てを区域の変更するのではなくて、例えば整理番号 1 番、一番上のところですね、都治町●●●●番●ですと、登記面積は●●●●㎡でございます。この内、農業用施設用地として区

域変更するのが、●●●●㎡の内●●●㎡という形になります。この表に単位はないのですが、㎡ということで読んで頂けたらと思います。こういった形で3筆の所で、それぞれ全部ではなくて、その内いくらかという形に農業用施設用地に区域変更することで、最後の所で合計があります。該当の筆の合計が6,986㎡、その内1,795㎡を施設用地に変えるという形になります。1枚めくって頂きまして、7ページになります。7ページの所にそれぞれ用途変更の中身の事が色々と書いてあります。どれも同じ理由なので、一番上の所を読み上げさせてもらいます。ここのところで用途の変更要件のことですけれど、当該地は農道水路に接しており、農地集団化の支障とはなっていません。また、当該地は当該区域農地の端の方にあるため、農作業の効率化への支障はなっていません。という形で農業用施設用地に区域変更したとしても、周辺の田畑には影響は無いかと考えられます。また、農地法第3条第3号の施設への影響という所ですが、同じように農業用施設等は近隣に設置されていないため、影響は無いものと考えられます。一気に説明をさせてもらいましたけれども、計画の変更の内容としては以上です。この変更の前に農業委員会にかけて、意見を求められていますので、急遽皆様にお集まり頂きまして、審議をして頂きたく総会を開催した次第です。私からの説明は以上です。

会 長 はい。ただ今、事務局より説明がありましたけれども、なにか、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔10番委員挙手〕

会 長 はい、どうぞ。

10番委員 具体的にはどのようなことをされるのですか。これだけでは分からないのですが。何か施設でも作られるのでしょうか。

事務局 …。いま、資料を確認していますので、しばらくお待ちください。

事務局長 毎の集荷施設ですとか、事務所とかそういったものを建てるという事です。

会 長 10番、深野委員どうぞ。

10番委員 1、2、3とありましたね。ここの部分に全部そういった建物を建てる。

事務局 敷地全部に建蔽率もあり100%建てる訳ではありませんが、基本的にはこの1、2、3の所にそれぞれ施設を建てます。例えばですけれども、私が覚えている範囲ですが、すみません、資料がないところでうろ覚えなんですけれど

も、整理番号 2 番、ここには農業機械の倉庫を建てるというようなことを聞いております。それから整理番号 3 番は、ここは先程局長が説明をしたような集荷施設や事務所、それからトイレを建てるということを聞いております。整理番号 1 番ですが、乾燥施設だったかと思います。最後の 10 ページの所に、薄い網掛けの所に更に四角い線があったと思いますが、こういった形で建物を建てていくというふうに聞いております。

会 長 よろしいでしょうか。

10 番委員 了解。わかりました。

会 長 他にご質問等はありませんか。

3 番委員 その所有者が島根県となっていますけれど、これはどういうあれで・・・。

事務局 はい。この案件ですが、実は高速道路関係の代替地となっております。その関係で道路が当たっている方、それと大元の田の土地の所有者さん、それと買収者の県と三者の契約になっております。現在の所は、大元の田の所有者さんから県の所に所有権移転がなされている状態です。そこから今度は、道路に公共事業で当たった方の土地として、実は次回の総会の時に今度は 5 条申請等が、申請されるというような段取りになっておりますが、現時点では登記名義人は島根県というふうになっております。以上です。

会 長 よろしいでしょうか。他にご質問等はありませんか。

6 番委員 今トイレとか言われていましたが、排水とか簡易トイレなのかとか、どのようなのでしょうか。

会 長 トイレの内容はどうですかということですか。排水とかどういう設計になっているのか。事務局どうぞ。

事務局 トイレについては、詳細を、トイレの仕様とか私もそこまで確認していなかったのですが、当然この時代のことですので、そういった排水対策等々はきちんと対応されるものが、建てられるべきであるというふうに考えております。

会 長 ちょっとよろしいでしょうか。一ついいですか。農業用施設用地については分かりましたけれども、あと農用地区域いわゆる施設の残り、ここは全部ハウスということでもいいのですか。

事務局 そうですね。

会 長 残りの全部。

事務局 はい。先程の 10 ページの所を見て頂きたいと思うんですけども、薄い網掛けの所が、農用地区域の中の農地の部分になるかと思いますが、そこにも長四角の線が入っておりまして、こういったレイアウトでハウスを建てていくというふうに、伺っております。まだ、全部が全部埋まっている状態ではないのですが、いずれにしましても今後の事も踏まえて、ここは農地として利用していくという形で聞いております。

会 長 よろしいですか。他にご質問等はありませんか。いずれにしましても、こういった農振農用地、農用地区域の除外をしない限り転用の許可は認められないのですよね。農業以外のものにするためには、事前にその土地の農用地区域から除外をするという手続きが必要になるということです。皆様のご理解をお願いいたします。よろしいでしょうか。他にご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決いたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 はい。挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号「江津農業振興地域整備計画の変更について」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。その他について、事務局から何かございますか。

事務局 先日は勉強会、研修会に参加して頂きましてありがとうございました。その中で、活動日誌の話があったかと思います。また皆さんに作成のお願いをするかと思いますが、新しく推進委員になられた方は、まだお渡ししてないのですが、他の方はもうお手元にあるかと思います。この中で 17 ページ以降の所で、こういった活動日誌というものがございます。ここは、特段、利用状況調査だけではなくて、他の活動という所も記入して頂けたらと思います。特に 8 月、9 月、10 月のところをお願いしている現地調査のことについては、この辺の所に書く欄がございますので、ここに日付があります。この所でいつどれくらい出ましたということを書いて頂けたらと思います。ここの備考の所にどこの地区を見たとかを書いて頂いたり、誰々と見たという形のものを書いて頂けたらと思っております。これは切り取ることが出来ますので、この状態で提出して頂けたらと思っております。控えが必要ということであれば、事務局の所で

コピーをしてお返しさせていただきます。全体の所で集計をしますので、提出されてすぐこちらで何か手続きということは無いのですが、最終的には締めをもって皆様のところへお返ししていきたいなと思います。後ろにも、どんなことをしましたでしょうかとありますので、ぜひぜひ記入をお願いします。利用状況調査の月締めという形で提出して頂けたらと思っております。提出して頂く時に、こういった鏡を付けて頂ければと思っております。というのは、月末の所でこちらから又これを添えて提出して下さいといったような、案内をしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。それと、地区の協力委員さんの日誌については、簡易なやり方で誰がいつどこでという事を、書いて頂くような用紙になっておりますので、これはまた地区の協力委員さんを設置された所については、この提出も併せてお願いしたいと思っております。今、新しい推進委員さんの分は前の推進委員さんが持っておられるのですがけれども、前の推進委員さんが色々とメモとかされていて、それを使った方がやり易いようであれば、それを引き継ぎして頂けたらと思います。特に何も無くということであれば、また新しいのをと言われるのであれば、新しいのを用意させてもらおうと思います。当面、今月分は無いので何枚かお配りしますので、持って帰って頂いて調査をされるのであれば、そういったことを書いて頂けたらと思います。

●番委員　　こういう総会や会議は書かずに、ただの地域での活動だけですか。

事務局　　会議も書いておいて下さい。いわゆる農業委員、推進委員として活動したものについては、全て書いて頂いていた方が良いです。それを、こちらの記録として、確認資料となりますので。

会　長　　今、活動日誌について事務局より説明を頂きましたが、他にご質問等はありませんか。

壱岐推進委員　すみません。この件ではなくて農用地のことについてですが、農用地を除外しないと転用が出来ないという話がありましたが、農用地を除外するにはどういう条件が必要なのか、ということが出来たら文章等で欲しいという事と、それと農用地を荒らした場合に、20年くらいだったと思いますが広報に載ったのですよ。農用地を荒らしていた場合には、こういった罰則がありますよ、今後広報に転用のそれと同じようなことがあると思うのですが、農用地を荒らした場合にはこういうことがありますよというものがあるかと思いますが、そ

れも出来たら文章で出して頂きたいなと思います。直ぐじゃなくても良いです。農業委員会の時にでも出してもらおうとよろしいかと、というのも地域が完全に荒れている所があるのです。農用地域として指定されている。それは農用地を除外することが出来ないと聞いているので、本当にどういう条件だったら農用地から除外が出来るのか知りたい。そうしないと、農用地を持っている人が県外の人なので、そういう人にどうこうしなさいと言えない所がある訳です。だから、除外をしてあげて問題ないようにしてあげたら良いと思うのですが。それが出来るかどうか知りたくて質問させて頂きました。

事務局 詳しい資料が不足しておりまして申し訳ありません。次の総会が20日にありますので、その所で後追いになりますが、改めてどういったものなのかという資料を整理したいと思っております。ざっと言うと、個人的なもの、例えば家を建てるということがあるかと思いますが、そういうのは簡単には出来ませんということがあるのですが、私もうろ覚えで皆さんに説明する訳にはいきませんので、今度の時には資料を提出出来るようにしたいと思っております。

会 長 他にございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 それでは、全体について何かございませんか。

事務局 事務局からはございません。

会 長 それでは、無いようであります。今日は短時間ですが、お忙しい中、急にお呼び出しをしまして、ご協力を頂きました。誠に申し訳ございません。暑い中ではございます、どうぞ皆さん体調管理等に気を付けて頂きたいと思います。以上で本日の農業委員会総会を終了したいと思います。本当にご苦労様でございました。

〔 閉会 午前10時00分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員